

岩手県吹奏楽コンクール 実 施 規 定

第1章 総 則

- 第1条** この大会は「岩手県吹奏楽コンクール」という。
- 第2条** 岩手県吹奏楽コンクール（以下、県大会）は、各地区予選で選出された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。
- 第3条** 岩手県吹奏楽連盟評議員会（以下、評議員会）は毎年3月末日までに、次年度の県大会について実施場所・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条** 選出母体となる地区は次のとおりとする。
- (1) 県北地区（久慈・県北支部）
 - (2) 盛岡地区（盛岡支部）
 - (3) 中央地区（花巻・北上支部）
 - (4) 県南地区（奥州・一関支部）
 - (5) 沿岸地区（宮古・釜石気仙支部）

第2章 実施部門および参加人員

- 第5条** 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。
- (1) 中学生の部 (2) 高等学校の部
 - (3) 大学の部 (4) 職場・一般の部
 - (5) 小学生小編成の部
 - (6) 中学生小編成の部
 - (7) 高等学校小編成の部
- ただし参加団体が複数の部門に重複して出場することは認めない。
- 第6条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。
- (1) 中学生の部 ----- 50名以内
 - (2) 高等学校の部 ----- 55名以内
 - (3) 大学の部 ----- 55名以内
 - (4) 職場・一般の部 ----- 65名以内
 - (5) 小学生小編成の部 ----- 30名以内
 - (6) 中学生小編成の部 ----- 25名以内
 - (7) 高等学校小編成の部 ----- 30名以内
- 指揮者はこの人員に含まれない。また、地区予選の申込み人員を超えることはできない。ただし、小学生小編成の部で正当な事由があると県吹連事務局が判断した場合に限り、地区予選申込み人員を超える人員の参加を認める。
- 2 参加申込み書に記載した人員を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第3章 参加資格・参加規定

- 第7条** 参加資格は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で次のとおりとする。なお、年齢については問わない。また、小学生とは学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍している児童をいい、中学生とは学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍している生徒をいう。
- (1) 小学生小編成の部
小学校に在籍している児童とする。なお、参加形態については、以下の通りとする。
 - ①単独校（従来通りの参加形態）
 - ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない団体が、学校長の許可のもと編成する団体。
 - ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生で組織された団体。

- (2) 中学生の部、中学生小編成の部
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）ただし、小編成の部への参加は前年度の中学校2年生以下の部員が20名以内の団体、もしくは県吹連に認められた団体とする。なお、参加形態については、以下の通りとする。
 - ①単独校（従来通りの参加形態）
 - ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない団体が、学校長の許可のもと編成する団体。
 - ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生や中学生で構成された団体。
- (3) 高等学校の部、高等学校小編成の部
同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）ただし、小編成の部への参加は前年度1・2年生の部員が25名以内の団体、もしくは県吹連に認められた団体とする。なお、同一支部内の複数の高等学校に在籍している生徒の合同、あるいは、同一支部内の中学校と高等学校に在籍している生徒の合同を認める。
- (4) 大学の部
同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器、打楽器、コントラバス専攻学生の参加は認めない。
- (5) 職場・一般の部
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 その他、1項(1)～②および③または(2)～②および③に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、常任理事会で参加可否を決定する。

- 第8条** 同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- 2 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち替えは認める。
- 第9条** 指揮者の資格については制限はしないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。
- 3 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

- 第10条** 参加団体の人員および資格に疑義あるときは出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演 奏

- 第11条** 参加団体は、次の楽曲を演奏して審査を受けるものとする。

- (1) 小学生小編成の部 - 自由曲のみ1曲
- (2) 中学生の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部
----- 課題曲と自由曲1曲
- (3) 中学生小編成の部、高等学校小編成の部
----- 自由曲のみ1曲

- 第12条** 課題曲は全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものをを用いる。

- 第13条** 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- 2 自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器

- (擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。また、小学生小編成の部については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。
- 3 自由曲中のスキャット(声)は認めるが、歌詞は認めない。
- 第14条 演奏する楽曲は地区予選に用いたものとする。
- 第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。
- 第16条 演奏時間は次のとおりとする。
- (1) 小学生小編成の部、中学生小編成の部、高等学校小編成の部 ---- 自由曲の演奏開始から終了まで7分以内
- (2) 中学生の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部 ---- 課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで12分以内
- 第17条 演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。
- 2 演奏規定に違反する事項が確認されたときは、入賞を取り消す。
- 第18条 部門順序と出演順序はその年度の評議員会において決定する。

第5章 審査・表彰・県代表

- 第19条 県大会の審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は一原則として7名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第20条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、東北吹奏楽コンクールに推薦された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第21条 金賞受賞団体の中から次の数の団体を東北吹奏楽コンクール(以下、東北大会)に推薦する。
- (1) 中学生の部 ---- 4
- (2) 高等学校の部 ---- 4
- (3) 大学の部 ---- 1
- (4) 職場・一般の部 ---- 2
- (5) 小学生小編成の部 ---- 1
- (6) 中学生小編成の部 ---- 3
- (7) 高等学校小編成の部 ---- 2
- ただし、高等学校小編成の部で学校の統廃合に伴う合同の場合を除き、高等学校の部ならびに高等学校小編成の部において複数の団体の合同で出場している場合は推薦の対象としない。
- 2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、1項とは別に東北大会に推薦する。
- 3 東北大会の出演順は、推薦された代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。
- 4 小学生小編成の部は全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門とあわせて3団体まで推薦できる。

第6章 地区代表

- 第22条 県大会に各地区より参加できる団体数(以下、地区代表数)の合計は、概ね次の数とする。
- (1) 中学生の部 ---- 24
- (2) 高等学校の部 ---- 21
- (3) 大学の部 ---- 3
- (4) 職場・一般の部、 ---- 9
- (5) 小学生小編成の部 ---- 12
- (全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門と合わせて12)
- (6) 中学生小編成の部 ---- 33

- (7) 高等学校小編成の部 ---- 18
- 2 前年度の東北大会中学生、高等学校、大学、職場・一般の部において金賞を受賞した団体は、1項によらず地区大会の演奏を経て県大会に参加できる。また、当該団体は地区大会参加団体数には含めない。
- 3 地区代表数は部門別に地区大会参加団体数に定数を乗じて算出(小数点以下四捨五入。ただし、1に満たない場合は1とする)して定めるものとし、その代表数は評議員会で決定する。
- 4 地区代表数確定のため、各主管支部事務局は県大会前期日程開催七週間以前に地区予選の申込みを完了し、部門別の参加団体数を速やかに県吹連事務局に報告する。
- 5 評議員会で決定した各地区ごと県大会出演順は、地区代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。
- 第23条 地区予選は県大会前期日程開催日の三週間以前に実施する。各地区予選主管支部は、予選終了後速やかに地区代表団体を県吹連事務局および大会主管支部事務局に報告する。
- 第24条 県大会出場に要する費用については参加団体の負担とする。

第7章 その他

- 第25条 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第26条 県大会実行委員会は県吹連役員と主管支部の役員で構成する。また、近隣支部の役員を加えることができる。
- 第27条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第28条 この規定は評議員会の議により改定することができる。

第8章 付 則

本規定は、平成9年2月21日より施行する。

本規定は、平成10年4月21日より施行する。

本規定は、平成11年4月16日より施行する。

本規定は、平成12年4月1日より施行する。

本規定は、平成14年5月11日より施行する。

本規定は、平成15年2月15日より施行する。

本規定は、平成15年11月15日より施行する。

本規定は、平成16年2月14日より施行する。

本規定は、平成17年4月16日より施行する。

本規定は、平成18年2月25日より施行する。

本規定は、平成18年4月15日より施行する。

本規定は、平成19年2月16日より施行する。

本規定は、平成19年5月12日より施行する。

本規定は、平成21年4月18日より施行する。

本規定は、平成22年2月27日より施行する。

本規定は、平成26年4月29日より施行する。

本規定は、平成27年4月29日より施行する。

本規定は、平成28年5月7日より施行する。

本規定は、平成29年5月3日より施行する。

本規定は、平成31年4月28日より施行する。

本規定は、令和2年2月15日より施行する。

本規定は、令和3年5月1日より施行する。

本規定は、令和5年4月29日より施行する。

本規定は、令和6年4月28日より施行する。

本規定は、令和7年4月29日より施行する。

※当面の間、各部門の地区予選参加団体数の合計が、第22条に規定されている数より2まで多い場合、当該の部門の定数(掛け率)を100%とする。
 ※ステージへの台や反射板の持ち込みは禁止です。

岩手県吹奏楽コンクール 審査内規

- 第1条 この審査内規は、岩手県吹奏楽コンクール実施規定第19条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員は(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。なお、課題曲と自由曲の審査は均等に行い、それらの結果は統合して評価する。
- 2 審査員は審査説明会で示したA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その年度の評議員会で定める。
- 3 審査員はA評価のうち代表数+1の団体を代表候補団体として選出し、その団体のA評価を④と標示する。ただし、代表候補団体の数は2項のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
- 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合、審査員の半数以上がA評価の場合は金賞、半数以上がC評価の場合は銅賞、それ以外の場合は銀賞とする。ただし、A評価とB評価、A評価とC評価、B評価とC評価のそれぞれが半数となった場合は銀賞とする。
- 第4条 ④が過半数の団体のうち、その数が多い団体から選出し、同数の場合はA評価の数が多い団体から選出する。
- 2 1項で代表数を満たさない場合、④が次に多い団体のうちA評価の数が多い団体から選出する。ただし、A評価の数は過半数とする。
- 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多い団体から選出する。
- 4 1項、2項または3項において、代表選出が困難な場合は審査員の投票により選出する。
- 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、1項から4項に基づいて選出する。
- 第5条 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条 この審査内規は、評議員会の議決により、改定することができる

附則

この内規は、平成30年2月4日より実施する。
 この内規は、令和3年5月1日より実施する。